

第 1 部 平成21年度の事業概況

I. 自賠責保険

II. 政府保障事業

III. 任意自動車保険

※ お詫び

「III. 任意自動車保険」につきましては、データに誤りがありましたため、現在、掲載を一部控えさせていただいております。差替え準備が整い次第、本ファイルに掲載させていただきます。

大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

I. 自賠責保険

1. 収支関係

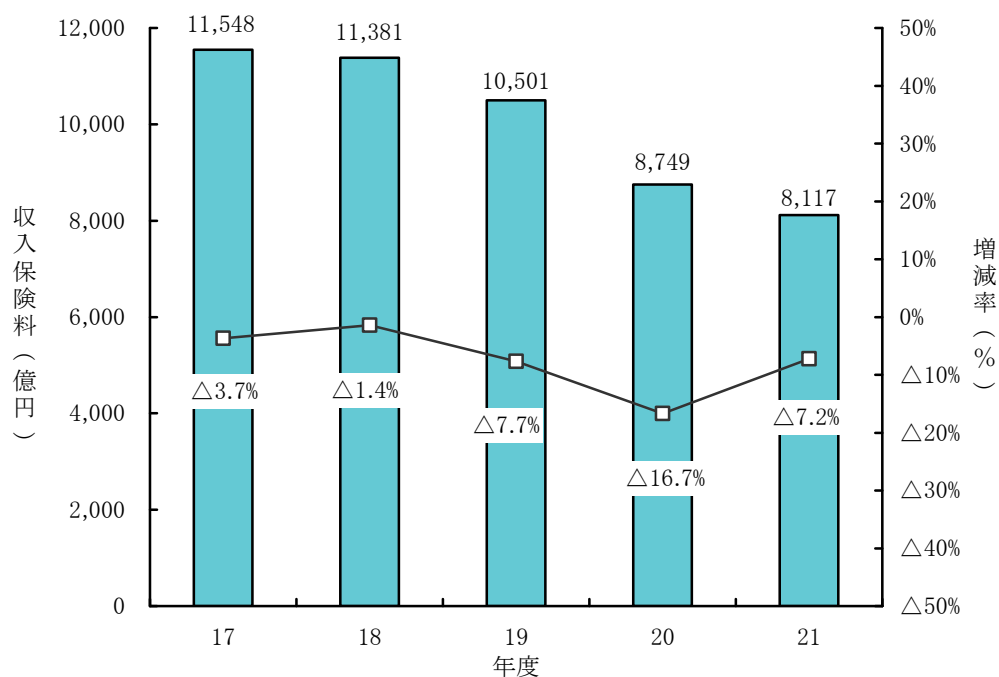
(1) 収入保険料

平成 21 年度の自賠責保険の収入保険料は、第 1 図のとおり 8,117 億円となっており、前年度に比べ 632 億円 (7.2%) の減少となりました。⇒第 1 表 (57 ページ) 参照

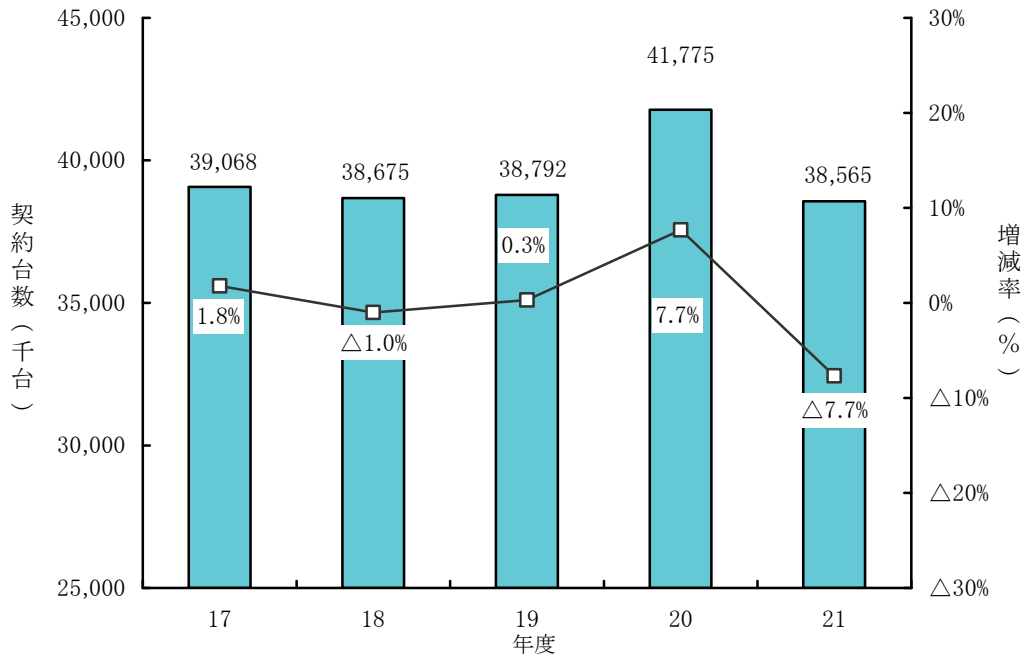
自賠責保険は強制保険であり、また、自動車検査制度 (車検) にリンクさせて契約する保険であることから、収入保険料は自動車保有車両数、新車登録台数の動向およびその年度に車検を迎える自動車台数の動向により増減して推移する傾向があります。

なお、平成 20 年度においては、基準料率の引下げがあったことから、大幅な減少となっています。⇒第 43 表 (118 ページ) 参照

第 1 図 収入保険料と増減率の推移



第2図 契約台数と増減率の推移

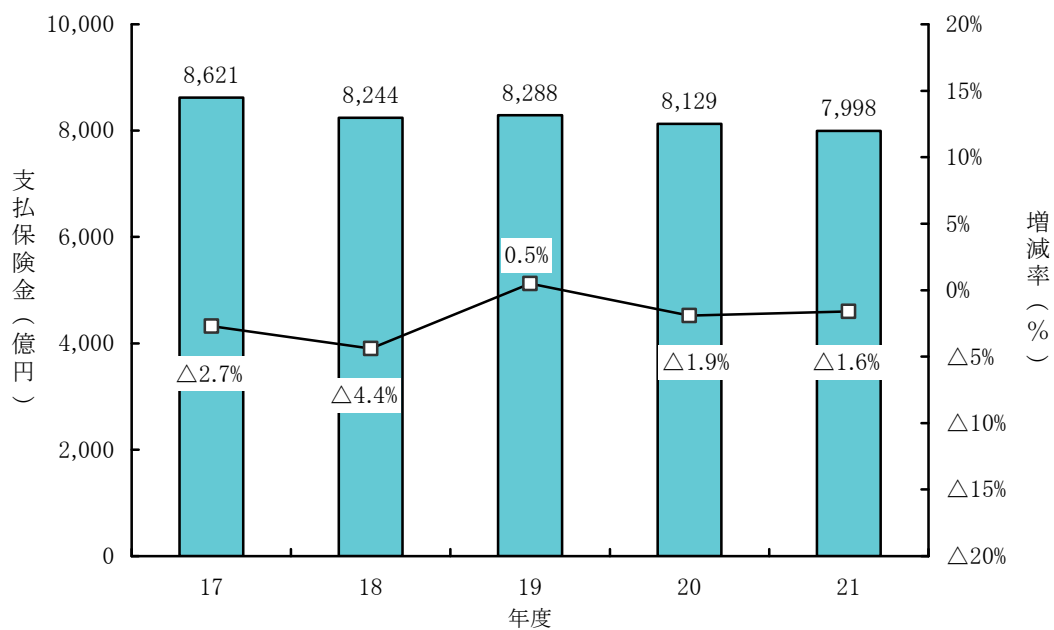


(2) 支払保険金

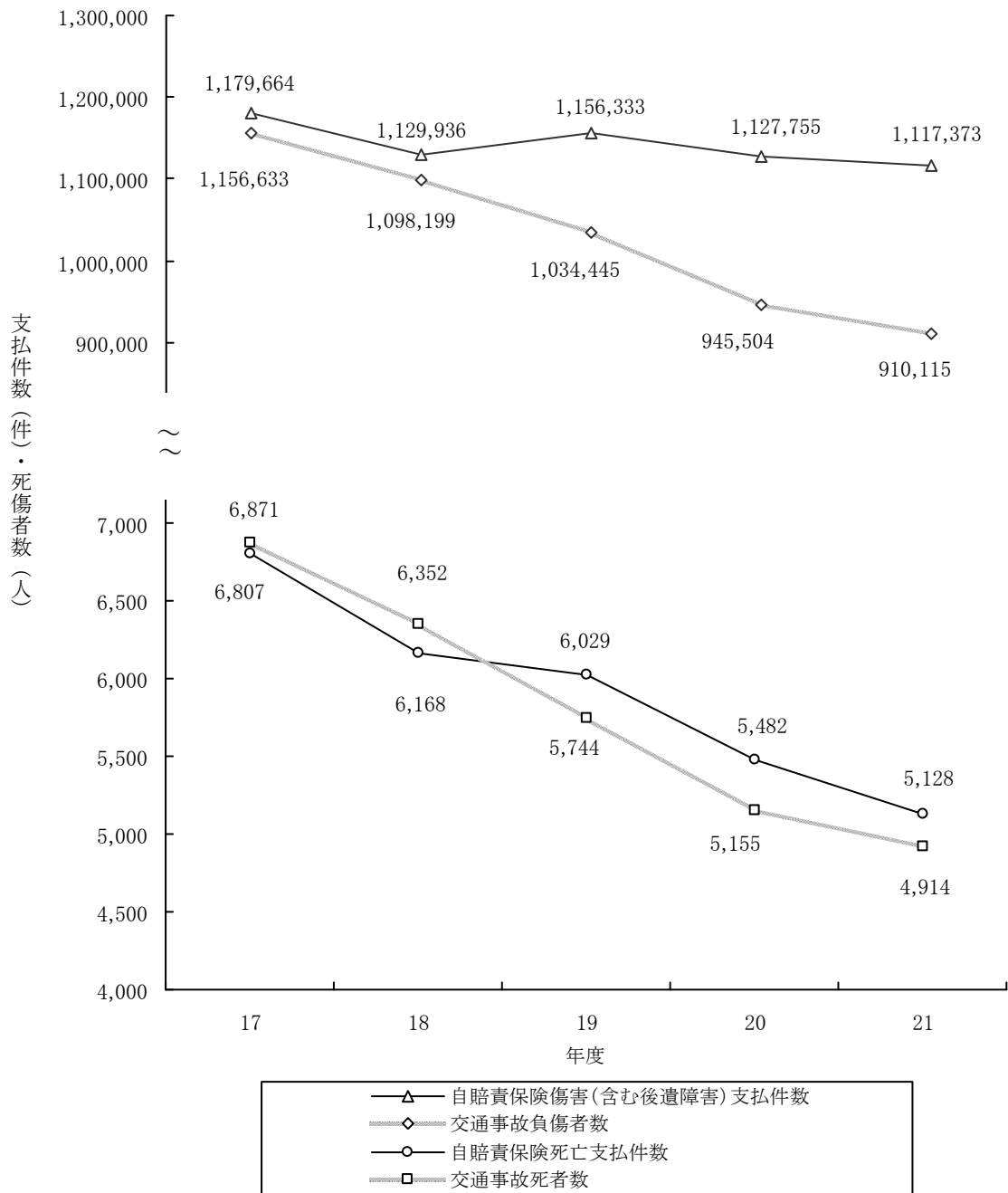
平成 21 年度の自賠責保険の支払保険金は、第 3 図のとおり 7,998 億円となっており、前年度に比べ 131 億円 (1.6%) の減少となりました。⇒第 1 表 (57 ページ) 参照

平成 21 年度の交通事故死傷者数は、第 4 図のとおり前年度に比べて減少しています。

第3図 支払保険金と増減率の推移



第4図 交通事故死傷者数と保険金支払件数の推移



(注) 交通事故死傷者数は暦年統計、「交通統計」((財) 交通事故総合分析センター発行) によります。また、自賠責保険支払件数は年度統計、当機構資料によります。

(3) 収支状況

自賠責保険は、自動車事故被害者の救済を目的とした社会保障的色彩の極めて強い保険であることから、その保険料率は「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内のできる限り低いものでなければならない」ことが自賠法で規定されており、これは一般に「ノーロス・ノープロフィットの原則」と呼ばれています。

したがって、自賠責保険における保険料率（基準料率）は、必要なコスト（保険金の支払に充当する部分および営業費・損害調査費など）に過不足が生じないように算出する必要があります。

当機構は、この保険料率（基準料率）を算出するとともに、自賠責保険の収支を毎年検証しています。

① 料率検証

自賠責保険における保険料率（基準料率）は、上記のとおりノーロス・ノープロフィットを原則としており、料率検証にあたっては、ポリシー・イヤー・ベースという方式を採用しています。

このポリシー・イヤー・ベースとは、ある年度に引受けられた契約による収入純保険料（保険金の支払に充当する保険料）と、これらの契約に基づき支払われる保険金とを対比させる方式です。この方式は契約引受年度ごとの収支の状況を最終的に正確に把握するうえで優れていますので、ノーロス・ノープロフィットを原則とする自賠責保険では、この方式により料率検証を行っています。

なお、自賠責保険の保険期間は、自動車検査証の有効期間をカバーするように定められているため、保険期間が1年間のみならず2年間または3年間（原動機付自転車等においては最長5年間）にわたることが多く、それらの保険期間に生じた事故について支払われるべき保険金の額が最終的に確定するまでには長期間を要します。そこで、料率検証等を行うにあたっては、実績が確定した期間の保険成績を把握したうえで、それを基礎として実績が確定していない期間の保険収支を推計するという方法を採用しています。

② 収支状況

平成21年度の料率検証結果では、第5図のとおり平成20年度契約の収支（損害率）は139.9%、平成20年度末における累計収支残高は2,329億円の黒字になると見込まれています。

第5図 自賠責保険・共済 収支状況（ポリシー・イヤー・ベース）

契約年度	収入純保険料 A	支払保険金 B	収支残		損害率 (B/A×100)
			当年度収支残 (A-B)	累計収支残	
	(億円)	(億円)	(億円)	(億円)	(%)
15	9,573	8,765	808	1,395	91.6
16	9,466	8,523	944	2,339	90.0
17	9,031	8,438	593	2,931	93.4
18	9,070	8,299	771	3,702	91.5
19	8,641	7,685	956	4,908	88.9
20	6,469	9,048	△2,579	2,329	139.9

- (注) 1. 本図は、ポリシー・イヤー・ベースによる数値であり、他図表の収入保険料・支払保険金とは一致しません。
2. 本図は、自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。ただし、JA共済連については、平成18年12月以降に締結される契約に係る収支に限ります。

(4) 自賠責保険審議会

① 自賠責保険審議会の概要

自賠責保険審議会は、自賠責保険の健全な運営を図るため、自賠法に基づき金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて自賠責保険に関する事項を調査・審議します。

自賠責保険審議会の概要

- 自賠責保険は、被害者保護を目的とした公共性の強い保険であることから、適正な運営や合理的な行政の処分に資するため、金融庁に自賠責保険審議会が設置されています（自賠法第31条）。
- 内閣総理大臣は、次のような処分をしようとするときは、自賠責保険審議会に諮問しなければなりません（自賠法第33条）。
 - 自賠責保険事業免許の申請に対し免許をしようとするとき
 - 一部の基礎書類の変更認可または変更命令をしようとするとき
 - 保険料率または基準料率の変更命令をしようとするとき
 - 届出のあった基準料率の審査期間を短縮しようとするとき
 - 届出のあった基準料率の撤回・変更命令をしないこととするとき
 - 各自賠責共済組合の共済契約、共済掛金等の所管行政庁の処分に同意しようとするとき
- 自賠責保険審議会の委員の構成は以下のとおりです（自動車損害賠償責任保険審議会令第2条）。委員は、内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て任命します（自賠法第35条）。
 - 学識経験者 7名
 - 自動車交通または自動車事故に関し深い知識および経験を有する者 3名
 - 保険業に関し深い知識および経験を有する者 3名

4. 自賠責保険審議会には会長が置かれますが、会長は委員の互選によって選任されます（自動車損害賠償責任保険審議会令第4条）。特別の事項を調査審議する必要があるときは、特別委員を置くことができることになっています（自動車損害賠償責任保険審議会令第1条第2項）。

② 自賠責保険審議会の動向

平成21年度は、平成22年1月19日に第127回自賠責保険審議会が開催され、以下の点について報告・審議がなされました。

《第127回自賠責保険審議会》

- 自賠責保険事業に係る認可（諮問事項）
- 自賠責保険普通保険約款の一部変更（諮問事項）
- 自賠責共済規程の一部変更（諮問事項）
- 平成21年度料率検証結果
- 自賠責診療報酬基準案
- 平成22年度民間保険会社の運用益の使途
- 平成22年度J A共済の運用益の使途
- 平成22年度自動車安全特別会計の運用益の使途

なお、金融庁長官からの諮問事項については、異議はない旨の答申が行われました。

2. 保険金支払関係

(1) 自賠責保険の損害調査

当機構では、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく事業活動の一環として自賠責保険（共済）に関する損害調査を行っています。被害者救済を目的とする自賠責保険（共済）では、年間 100 万件以上の大量の請求事案を公平、均質かつ客観的に処理し、支払を行う必要があることから、「自賠責保険の保険金等及び自賠責共済の共済金等の支払基準」（以下、「自賠責保険支払基準」といいます。）に基づいて損害調査が行われています。

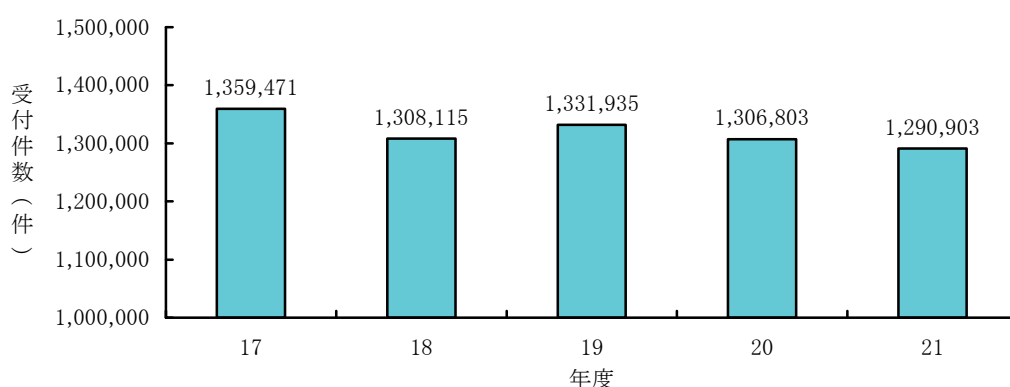
平成 23 年 1 月 1 日現在、当機構では全国に自賠責損害調査センターに属する 7 か所の地区本部と 54 か所の自賠責損害調査事務所を設置し、損害保険会社 29 社、全労済の協同組合、全自共とその会員組合、交協連とその会員組合の引受けた自賠責保険（共済）に対する請求事案を調査対象としています。⇒巻末「Ⅲ. 自賠責保険損害調査の概要」（132 ページ）参照

(2) 請求事案の処理状況

① 自賠責損害調査事務所における受付件数

平成 21 年度に全自賠責損害調査事務所受付けた自賠責保険（共済）の請求事案数は第 6 図のとおり約 129 万件となっており、前年度に比べ 1.2%の減少となっています。⇒第 6 表（65 ページ）参照

第 6 図 損害調査受付件数の推移



(注) 「受付件数」は、被害者などが自賠責保険（共済）に対して行った 1 回の請求を 1 件として集計しています。したがって、1 人の被害者などが自賠責保険（共済）に対して複数回の請求を行ったような場合には、複数件として集計することになります（治療費や休業損害の請求を行った後、後遺障害の請求を行った場合はそれぞれを 1 件として集計しています。）。このため、自賠責保険の支払統計などの件数とは異なっています。

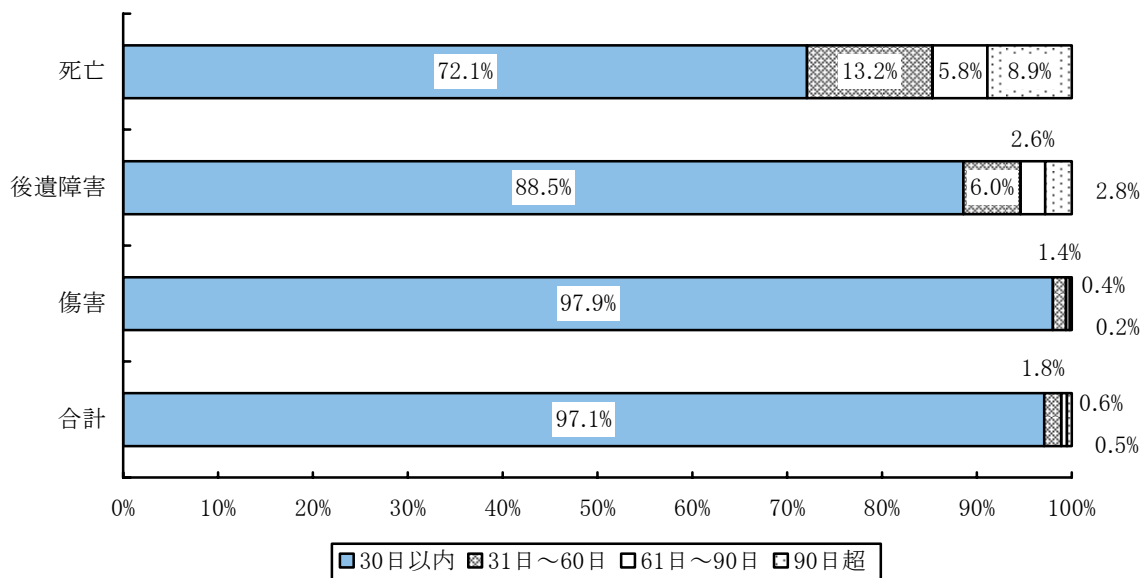
② 損害調査の所要日数

自賠責損害調査事務所では、自賠責保険（共済）の請求事案に対する損害調査について迅速な処理が要求されます。

平成 21 年度の自賠責損害調査事務所における損害調査所要日数（請求事案の受付から調査完了までの日数）は、第 7 図のとおりとなっています。

自賠責損害調査事務所の受付から 30 日以内に調査完了となった事案は、傷害事故では全体の 97.9%（1,167,734 件）、後遺障害事故では同 88.5%（81,452 件）、死亡事故では同 72.1%（5,218 件）となっています。

第 7 図 自賠責損害調査事務所における損害調査所要日数（平成 21 年度）



(3) 保険金の支払状況

① 平均支払保険金（合計）の推移

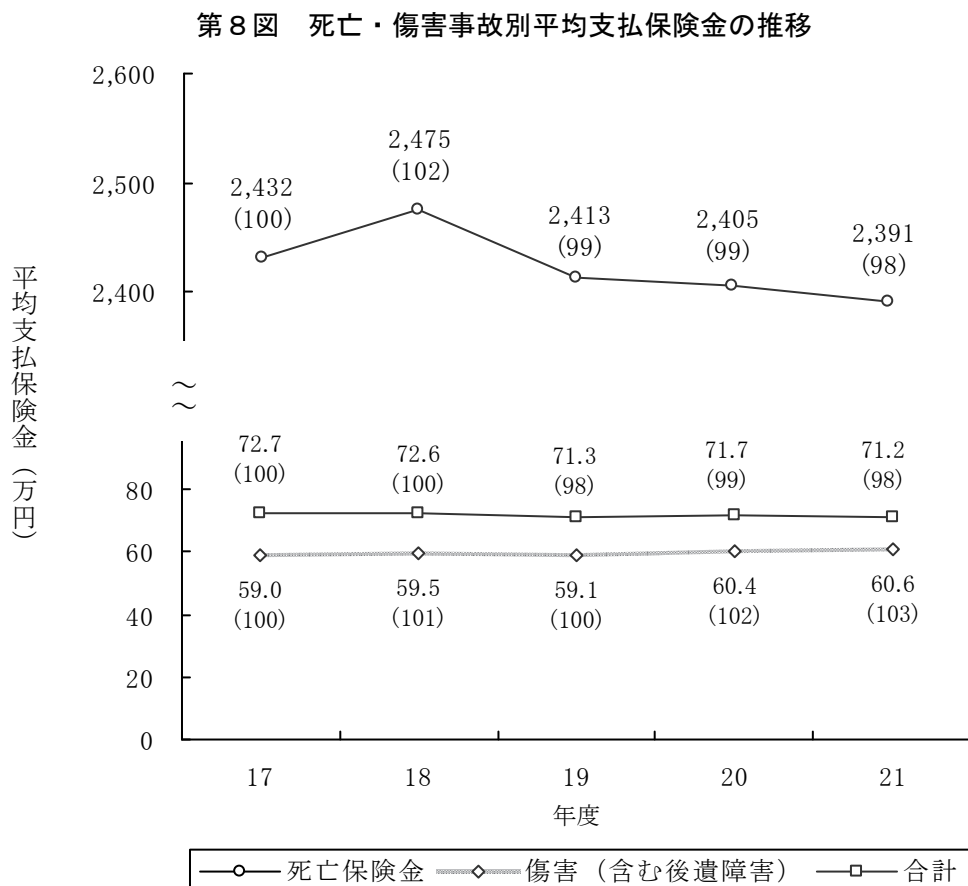
自賠責保険から被害者 1 名に対して支払われた平均支払保険金は、第 8 図のとおり平成 21 年度は 71.2 万円であり、前年度と比較して若干の減少となっています。

② 死亡平均支払保険金の推移

死亡者 1 名に対して支払われた平均支払保険金は 2,391 万円であり、前年度と比較して若干の減少となっています。

③ 傷害平均支払保険金の推移

負傷者 1 名に対して支払われた平均支払保険金（後遺障害を含む。）は 60.6 万円であり、前年度と比較して若干の増加となっています。



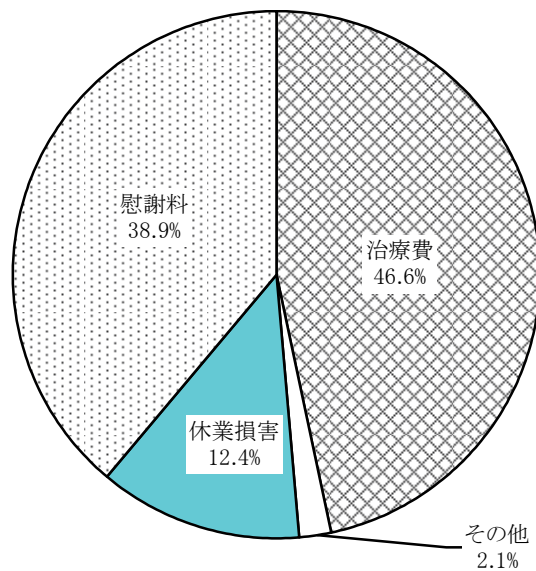
(注) () 内の数値は、平成 17 年度を 100 とした指数です。

④ 損害（支払保険金）の内訳

平成 21 年度において自賠責保険から支払われた保険金 7,998 億円のうち、約 15%の 1,226 億円が死亡者に対して支払われ、残りの約 85%の 6,771 億円が負傷者に対して支払われています。⇒第 1 表（57 ページ）参照

また、被害者の傷害による損害の費目別内訳は第 9 図のとおりであり、平成 21 年度の構成比は、治療関係費（治療費＋その他）が 48.7%、休業損害が 12.4%、慰謝料が 38.9%となっています。

第 9 図 傷害による損害の費目別構成比〈平成 21 年度〉



(注) 後遺障害の損害費目（逸失利益（事故にあわなければ将来得たであろう収入を失ったことによる損害）、慰謝料等）を除いています。

(4) 医療費の現況

自賠責保険の医療費の適正化については、従来より自賠責保険審議会答申に基づき諸施策を講じてきました。その一環として当機構では、自賠責保険金支払請求書類中の診療報酬明細書、診断書などの資料に基づき、医療費の傾向、特徴などの調査・分析を行っています。なお、掲載の統計（第10図～第19図）は、自賠責保険金の請求ベースのデータを使用しています。

① 医療機関の現況

平成21年度の病院、診療所別の医療機関数の割合は第10図のとおり病院が22.9%、診療所が76.5%ですが、取扱件数の割合は病院が54.5%、診療所が44.3%となっています。

また、取扱件数の割合について経営主体別にみると、私的医療機関が全体の80.9%（法人48.9%、個人32.0%）と大きなウェイトを占めています。

第10図 医療機関の経営主体別診療状況（死亡+傷害）〈平成21年度〉

(単位：%)

経営主体		国	公 的	社会保険 団 体	法 人	個 人	合 計
医療 機 関 数 割 合	病 院	0.9	4.0	0.4	14.6	2.9	22.9
	診 療 所	0.0	1.1	0.1	23.3	52.1	76.5
	不 明	0.6					0.6
	合 計	0.9	5.1	0.5	37.9	55.0	100.0
取 扱 件 数 割 合	病 院	2.2	14.0	1.4	32.5	4.3	54.5
	診 療 所	0.0	0.2	0.0	16.4	27.6	44.3
	不 明	1.2					1.2
	合 計	2.2	14.2	1.4	48.9	32.0	100.0

(注) 1. 「病院」とはベッド数が20以上の医療機関をいい、「診療所」とはベッド数が19以下の医療機関をいいます。

2. 同一被害者が複数の医療機関で受診した場合は、それぞれ1件として集計しています。

3. 経営主体の区分はおおむね次のとおりです。

国 ……国立、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人附属病院、独立行政法人労働者健康福祉機構など

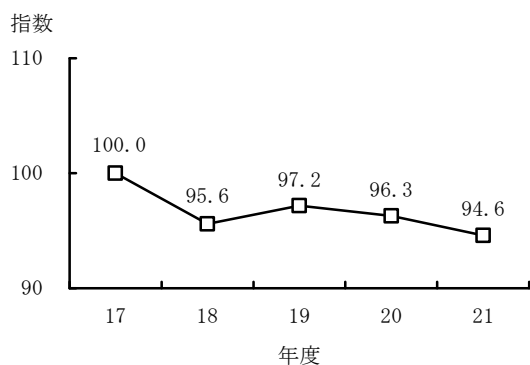
公 的 ……地方自治体、地方独立行政法人、日赤、済生会、国民健康保険団体連合会など
社会保険団体 ……健康保険組合、同連合会、共済組合、同連合会、国民健康保険組合、船員保険会など

法 人 ……上記以外の公益法人、医療法人、学校法人、会社など

② 総診療費、総請求件数および1件平均診療費の推移

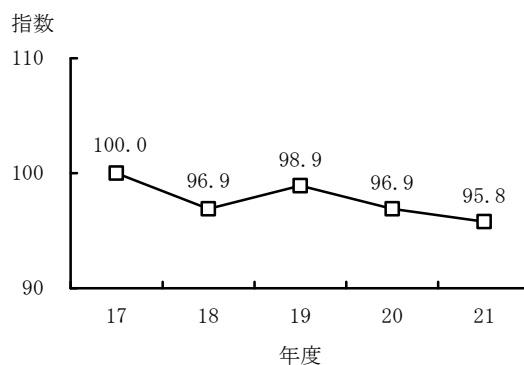
自賠責保険に対して請求された総診療費、総請求件数の推移ならびに請求1件当たりの平均診療費の推移は、それぞれ第11図、第12図、第13図のとおりとなっています。⇒第7表(66ページ)参照

第11図 総診療費の推移(死亡+傷害)



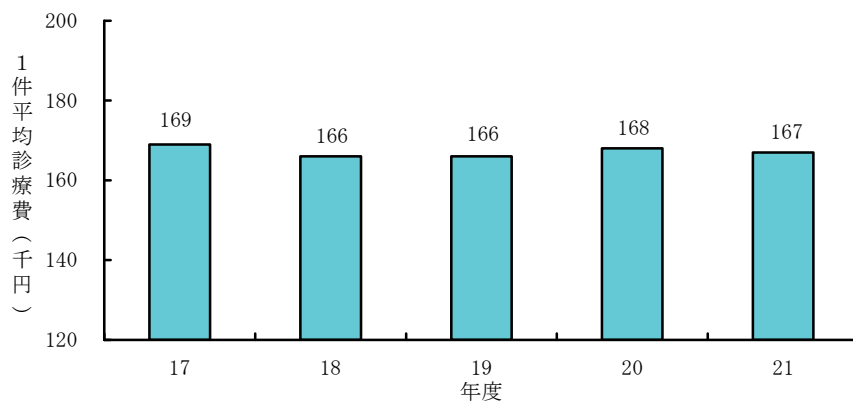
(注) 数値は平成17年度を100とした場合の指数です。

第12図 総請求件数の推移(死亡+傷害)



(注) 1. 数値は平成17年度を100とした場合の指数です。
2. 同一被害者が複数の医療機関で受診した場合は、それぞれ1件として集計しています。

第13図 1件平均診療費の推移(死亡+傷害)



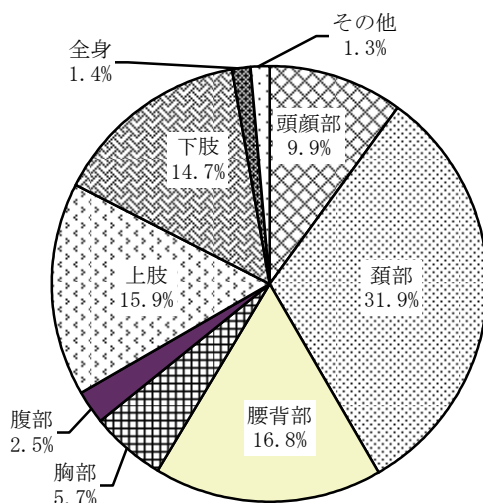
(注) 同一被害者が複数の医療機関で受診した場合は、それぞれ1件として集計しています。

③ 自動車事故による受傷の状況

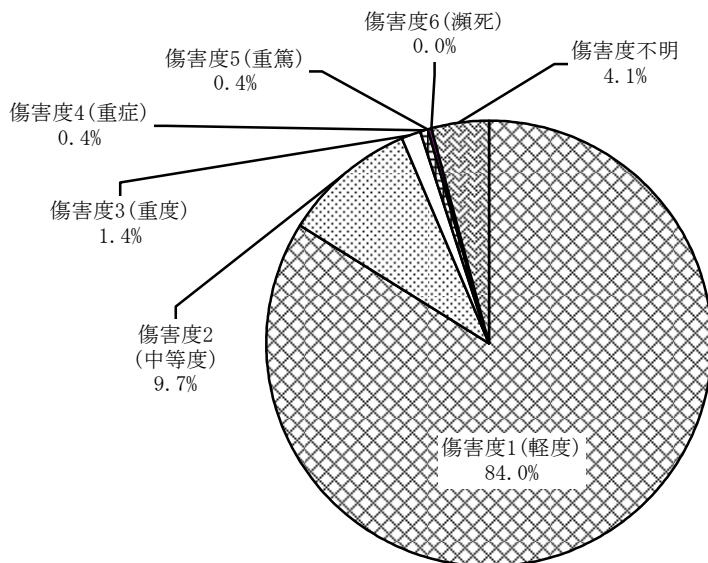
自動車事故により受傷した被害者について、受傷した身体を部位別にみると、第14図のとおり、平成21年度においては頸部が31.9%と最も高い割合になっており、以下、腰背部が16.8%、上肢が15.9%、下肢が14.7%となっています（身体の2か所以上の部位に受傷した場合は、それぞれの部位を1件として集計しています。）。

また、受傷の程度別にみると、第15図のとおり軽度の傷害（傷害度1）が84.0%を占めており、大半が軽度の損傷であるといえます（同一被害者で複数の傷害度がある場合は、それぞれの傷害度を1件として集計しています。）⇒第8表（67ページ）参照

第14図 受傷部位別構成比（傷害）〈平成21年度〉



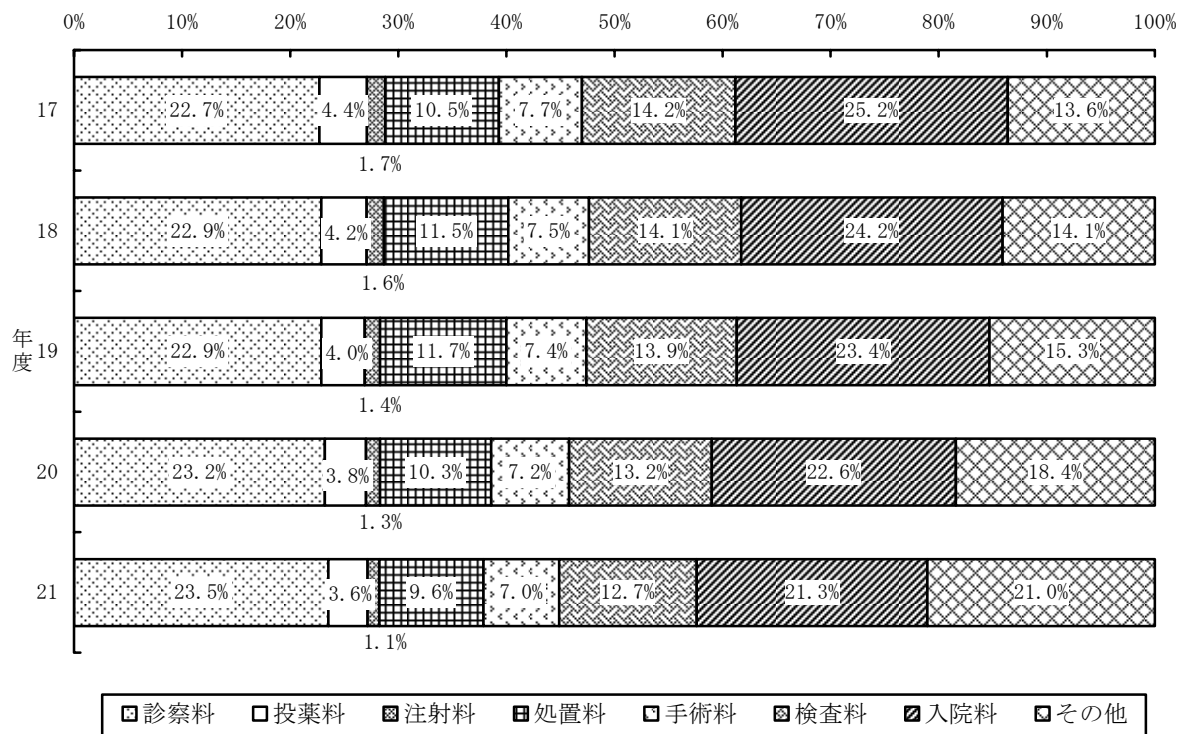
第15図 傷害度別構成比（傷害）〈平成21年度〉



④ 診療費の項目別構成比

請求のあった診療費について、項目別に構成比をみると、第16図のとおり平成21年度は診察料が23.5%と最も高く、次いで入院料が21.3%となっています。

第16図 平均診療費の項目別構成比の推移（傷害）



⑤ 診療期間、診療実日数および入院率の推移

第17図のとおり請求1件当たりの診療実日数（診療期間中に実際に診療を受けた日数）および入院率（総請求件数に対する入院件数の割合）は、ここ数年ゆるやかな減少傾向が続いており、平成21年度は平成20年度に比して全体的に減少となりました。

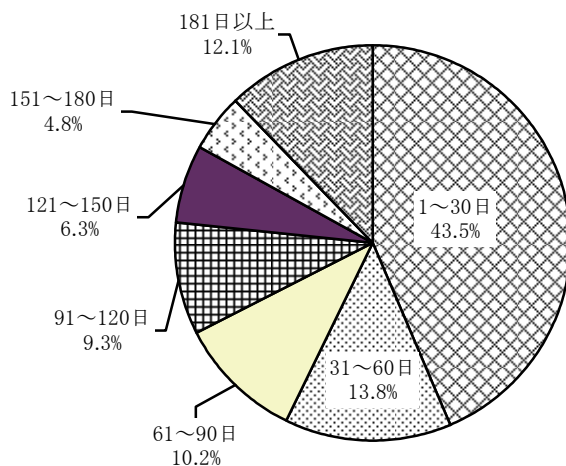
また、平成21年度における診療期間別の構成比をみると、第18図のとおり30日以内のものが43.5%と最も多くなっています。⇒第10表（69ページ）参照

第17図 診療期間、診療実日数および入院率の推移（傷害）

年 度	診 療 期 間 (日)	診 療 実 日 数 (日)	入 院 率 (%)
17	50.9	15.8	7.9
18	50.8	15.5	7.4
19	51.2	15.3	6.9
20	51.9	15.6	6.4
21	51.4	15.4	6.0

(注) 同一被害者が複数の医療機関で受診した場合は、それぞれ診療期間、診療実日数、入院率を計算しています。

第18図 診療期間別件数構成比（傷害）〈平成21年度〉

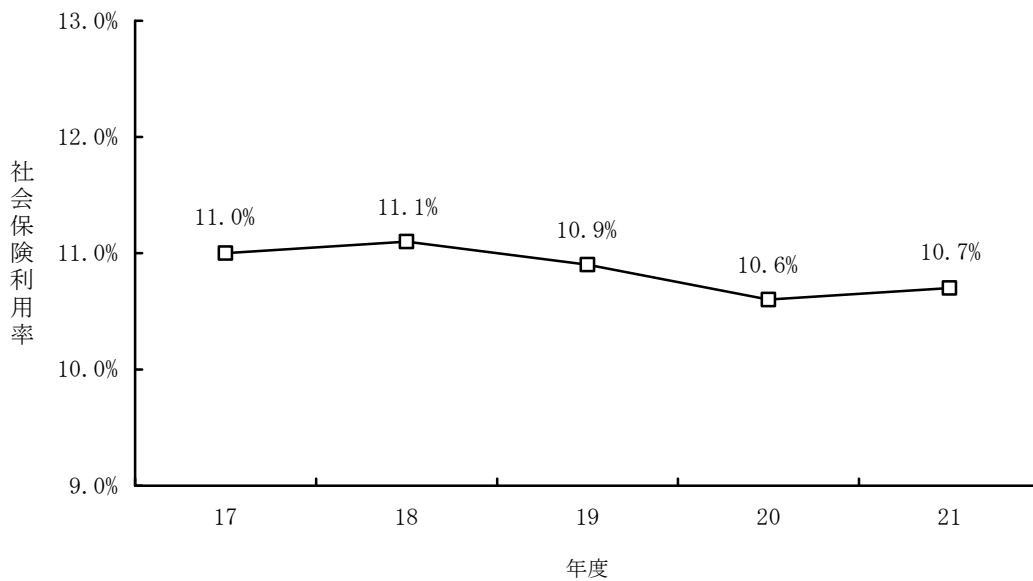


(注) 同一被害者が複数の医療機関で受診した場合は、合わせて1件として集計しています。

⑥ 社会保険の利用状況

第 19 図は、自動車事故の治療における社会保険利用率の推移を示したものです。平成 21 年度は 10.7%となっており、前年度に比べ 0.1 ポイントの増加となっています。

第 19 図 社会保険利用率の推移（死亡＋傷害）



⑦ 自賠責保険診療報酬基準案の策定および実施状況

自賠責保険診療報酬基準案は、昭和 59 年 12 月の自賠責保険審議会答申に基づき、平成元年 6 月、自算会（当時）および(社)日本損害保険協会が、(社)日本医師会の協力を得て、交通事故医療がいわゆる自由診療で行われた場合の診療費請求の目安（ガイドライン）として作成されました。

現在 45 都道府県においてこの基準案が実施されており、未実施地区においても、実施に向けた取り組みが行われています。

(5) 後遺障害認定の現況

① 後遺障害支払件数の推移

第 20 図は後遺障害支払件数の推移を示したものです。平成 21 年度の後遺障害支払件数は 62,452 件となっており、ここ数年増加傾向にあります。

第 20 図 後遺障害支払件数の推移

年 度	傷 害		割 合 (B/A) (%)
	A	後遺障害 B	
	(件)	(件)	
17	1,179,664	55,230	4.7
18	1,129,936	53,398	4.7
19	1,156,333	56,463	4.9
20	1,127,755	61,016	5.4
21	1,117,373	62,452	5.6

② 後遺障害の等級別・系列別構成比

自賠責保険の後遺障害は、介護を要する後遺障害（第1級・第2級）および後遺障害（第1級～第14級）に区分され、後遺障害が残存する身体の部位・機能などに応じて35の系列に区分されています。なお、自動車損害賠償保障法施行令により、介護を要する後遺障害は「別表第一」、後遺障害は「別表第二」に定められています。

後遺障害等級別の構成比は第21図、主たる系列別の構成比は第22図のとおりとなっています。

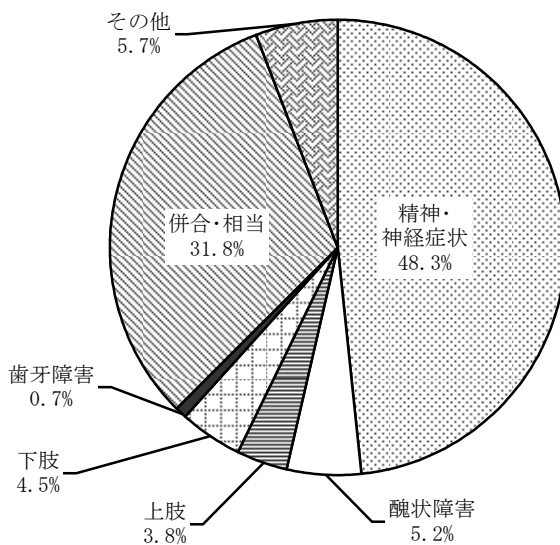
第21図 後遺障害等級別構成比〈平成21年度〉

(単位：%)

等級	別表第一 (介護を要する 後遺障害)		別表第二 (後遺障害)														合計
	1	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
割合	1.49	0.76	0.11	0.21	0.61	0.32	0.87	0.95	2.38	2.76	2.45	3.53	7.12	18.91	1.14	56.40	100.00
	(1.54)	(0.76)	(0.12)	(0.20)	(0.63)	(0.35)	(0.86)	(1.00)	(2.43)	(2.73)	(2.56)	(3.70)	(7.29)	(20.34)	(1.19)	(54.29)	(100.00)

- (注) 1. 平成14年3月31日以前に発生した事故で現行の別表第一に相当するものは、別表第二の第1級・第2級として集計しています。
 2. ()内は平成20年度の構成比です。

第22図 後遺障害系列別構成比〈平成21年度〉



(注) 「併合・相当」とは、後遺障害等級を2つ以上有する場合、1つの等級に格付けしたものです。そのため、個々の系列には区分できません。

(6) 自賠責保険（共済）から支払が行われない場合・減額される場合の取扱い

① 支払が行われない場合

自賠責保険（共済）は、自動車の運行によって他人を死傷させ、加害者が法律上の損害賠償責任を負った場合の損害について支払が行われるものです。したがって、加害者に法律上の損害賠償責任が発生しない事故（いわゆる「無責」事故）^{(注)1} や自賠責保険（共済）の対象とならない事故（いわゆる「対象外」事故）^{(注)2} については、自賠責保険（共済）は支払われません。

「無責」および「対象外」事故の件数の推移は、第23図のとおりとなっています。

(注) 1. 「無責」事故：加害者が次の3条件をすべて立証できる場合、法律上の損害賠償責任を負いません。

- (1) 自己および運転者が自動車の運行に関して注意を怠らなかったこと
- (2) 被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があったこと
- (3) 自動車に構造上の欠陥または機能上の障害がなかったこと

2. 「対象外」事故：次のようなケースが考えられます。

- (1) 自動車の運行によって死傷したものでない場合（例えば、駐車場に駐車している自動車に、遊んでいる子どもがぶつかって死傷した場合）
- (2) 被害者が「他人」でない場合（例えば、被害者所有の自動車を友人が運転中に自損事故を起こし、その自動車に同乗していた自動車の所有者が死傷した場合）

第23図 無責・対象外事故件数の推移

(単位：件)

年 度	死 亡		傷 害	
	無 責	対象外	無 責	対象外
17	453	55	3,970	493
18	366	52	4,030	468
19	292	37	3,677	381
20	240	28	3,052	375
21	211	28	2,930	326

② 支払が減額される場合

ア. 重大な過失による減額

被害者保護を目的とする自賠責保険（共済）においては、被害者に重大な過失があった場合にのみ、その過失割合に応じて、次のとおり損害額から20%、30%、50%の減額を行うことになっています。損害額が保険金額を超える場合には、保険金額から減額されます。

被害者の過失割合	死亡による損害 後遺障害による損害	傷害による損害
7割未満の場合	減額なし	
7割以上8割未満の場合	20%減額	20%減額
8割以上9割未満の場合	30%減額	
9割以上の場合	50%減額	

イ. 因果関係の判断が困難な場合

死因または後遺障害発生原因が事故による外傷に起因したものであることの判断が困難な場合、自賠責保険（共済）では、「因果関係判断困難」として、死亡・後遺障害による損害額の50%を認定する方法が採られています。

「重大な過失による減額」および「因果関係判断困難による50%減額（死亡事案）」の件数の推移は、第24図のとおりとなっています。

第24図 重大な過失による減額および因果関係判断困難な場合の減額件数の推移

(単位：件)

年 度	重大な過失による減額				因果関係判断困難 による50%減額 (死亡事案)
	20%	30%	50%	計	
17	3,201	4,841	1,211	9,253	22
18	2,779	4,194	1,084	8,057	23
19	2,487	3,782	961	7,230	15
20	2,212	3,386	818	6,416	9
21	2,129	3,193	655	5,977	7

(7) 審査会における審査件数

前記(6)のように、自賠責保険(共済)からの支払が行われない無責事案や重大な過失による減額の適用事案となる可能性があるケース、および後遺障害の等級認定が困難な事案に対して異議申立てがあったケースなどにおいては、その審査にあたって特に慎重かつ客観的な判断が必要とされます。

そこで、当機構では、平成10年4月以降、死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の等級認定に関し、特に慎重かつ客観的な判断が必要とされる事案を「特定事案」として、「自賠責保険有無責等審査会」および「自賠責保険後遺障害審査会」を設置し審査を行ってきました。さらに、それぞれの審査会の結論に対して異議が申立てられた場合には、当機構以外の第三者のみで構成される「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」でその審査を行ってきました。

また、平成12年6月の自賠責保険審議会答申に沿って被害者救済を一層充実させる観点から、平成13年1月より、本部および全国7か所の地区本部に順次「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置しました。

なお、平成14年4月1日の自賠法改正に伴い、従来の「自賠責保険有無責等再審査会／自賠責保険後遺障害再審査会」を廃止し、「自賠責保険有無責等審査会／自賠責保険後遺障害審査会」については、専門部会を設置して審査体制をより一層充実させた「自賠責保険(共済)審査会」による新たな審査体制となっています。上記の「自賠責保険高次脳機能障害審査会」もこれに伴い後遺障害の専門部会の一つとして位置付け、名称も「高次脳機能障害専門部会」と改めました。また、脳の損傷を伴わない精神障害(非器質性精神障害)については、「非器質性精神障害専門部会」を設け、審査を行う体制となっています。

⇒巻末「Ⅲ. 自賠責保険損害調査の概要」(132ページ)参照

平成21年度に「自賠責保険(共済)審査会」で審査を行った件数は、第25図、第26図、第27図のとおりとなっています。

第 25 図 有無責等の専門部会〈平成 21 年度〉

(単位：件)

死傷別	審査結果					審査件数
	減額なし	重大な過失による減額	無責	再調査	その他	
死 亡	130 (116)	431 (435)	460 (527)			3,014 (2,966)
傷 害	193 (162)	602 (623)	599 (560)	90 (17)	509 (526)	
合 計	323 (278)	1,033 (1,058)	1,059 (1,087)			

(注) 1. () 内は平成 20 年度の件数です。

2. 「その他」は、対象可否・因果関係・時効等が問題となった件数です。

第 26 図 後遺障害（高次脳機能障害・非器質性精神障害を除く）の専門部会〈平成 21 年度〉

(単位：件)

審査結果				審査件数
等級変更あり	等級変更なし	再調査	その他	
702 (718)	8,606 (7,024)	267 (238)	67 (52)	9,642 (8,032)

(注) 1. () 内は平成 20 年度の件数です。

2. 「その他」は、認定留保が問題となった件数等です。

第 27 図 高次脳機能障害および非器質性精神障害の専門部会〈平成 21 年度〉

高次脳機能障害

(単位：件)

地区本部審査件数	本部審査件数
3,220 (2,983)	623 (467)

(注) () 内は平成 20 年度の件数です。

非器質性精神障害

(単位：件)

審査件数
1,098 (985)

(注) () 内は平成 20 年度の件数です。

Ⅱ．政府保障事業

（１）保障事業の概要

① 目的

保障事業は、「ひき逃げ事故」や「無保険事故（無共済事故を含む。以下同じ）」^{（注）}にあったために、自賠責保険（共済）による救済の対象にならない被害者について、政府（国土交通省）がその損害のてん補を行う制度です。

なお、政府（国土交通省）は、損害のてん補をしたときは、その支払った金額を限度として、被害者が賠償責任のある者（加害運転者等）に対して持っている請求権を取得します。そして、賠償責任のある者が判明した場合には、政府はその者に求償を行います。

（注）「ひき逃げ事故」とは、自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合において、加害運転者が逃亡などにより判明しない事故のことで、歩行者がひかれた場合のみならず、自動車同士の接触・衝突により負傷した場合も含まれます。

「無保険事故」とは、有効な自賠責保険（共済）が契約されていない車両が起こした事故を指します。

② 支払限度額

保障事業から支払われるてん補金の限度額は自賠責保険（共済）と同じです。ただし、保障事業は、加害者側の支払や社会保険等（健康保険、労働者災害補償保険他 21 法令による制度）からの給付によっても十分に救済されない被害者に対する最小限度の救済措置とされていますので、これらの金額に相当する額をてん補金の限度額から控除します。

③ 保障事業の業務運営

政府（国土交通省）は、保障事業の業務のうち、てん補額の決定以外の支払請求の受理・損害額に関する調査・損害てん補額の支払等の業務を、損害保険会社などに委託しています。そのうち損害額に関する調査に係る業務は当機構に再委託されています。

④ 財源

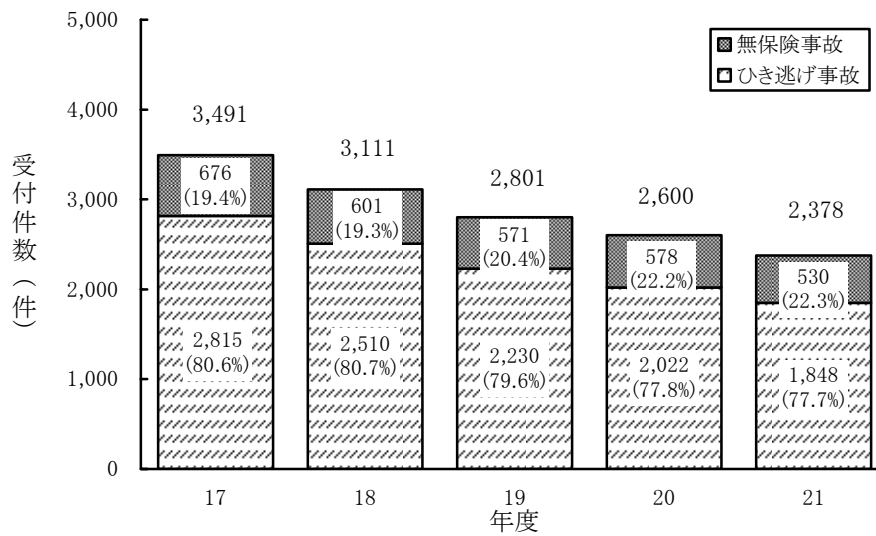
保障事業運営の財源は、自賠責保険料（共済掛金）の一部から賄われています。これは「ひき逃げ事故」や「無保険事故」の被害者の救済については、自動車運行の利益を享受する者の共同の責任で行うことが、自賠法の精神に照らしても妥当であるとの考えに基づくものです。

(2) 保障事業の受付状況

平成 21 年度における当機構の保障事業受付件数は、第 28 図のとおり 2,378 件となっており、前年度に比べ 8.5%の減少となっています。⇒第 11 表 (70 ページ) 参照

また、平成 20 年度に支払われた保障金は、第 29 図のとおり約 29 億円であり前年度に対し 19.1%減少しています。

第 28 図 受付件数の推移



(注) 本図の数値は、J A 共済連における取扱いは含みません。

第 29 図 支払保障金の推移

年度	死 亡		傷 害		合 計	
	人数	平均支払額	人数	平均支払額	人数	総支払額
	(人)	(千円)	(人)	(千円)	(人)	(百万円)
16	126	21,861	4,628	594	4,754	5,505
17	122	21,912	3,032	884	3,154	5,353
18	118	21,480	3,591	741	3,709	5,196
19	84	20,952	2,733	688	2,817	3,640
20	64	19,280	2,414	709	2,478	2,946

(注) 1. 本図の数値は、国土交通省「自動車損害賠償保障年報」によります。

2. 本図の数値は、J A 共済連を含め全ての共済における取扱いを含みます。

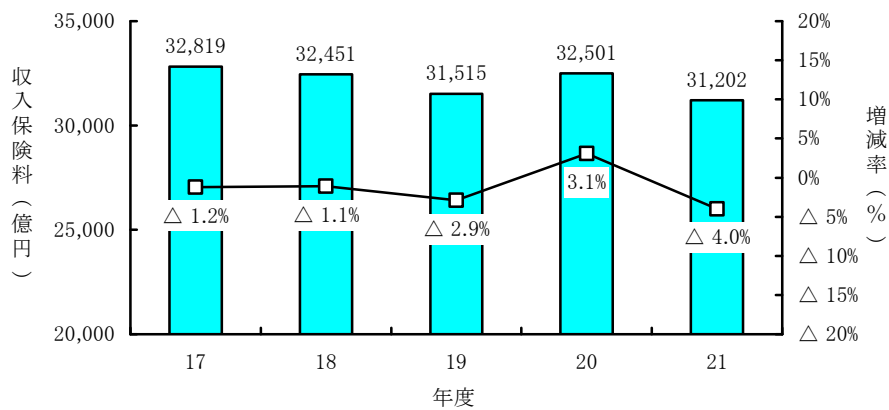
Ⅲ. 任意自動車保険

1. 収支関係

(1) 収入保険料

平成 21 年度の任意自動車保険の収入保険料は、第 30 図のとおり 3 兆 1,202 億円となっており、前年度に比べ 1,300 億円 (4.0%) の減少となりました。⇒第 12 表 (72 ページ) 参照

第 30 図 収入保険料と増減率の推移



(2) 支払保険金

差替準備中

(3) 契約状況

任意自動車保険における主な契約引受状況は、次のとおりです。

① 年齢条件別の契約状況

年齢条件とは、保険金支払の条件として被保険自動車の運転者の年齢を設定したものをいい、例えば「21歳未満不担保」とした場合は、原則として運転者が21歳以上の場合にのみ保険金が支払われます。従来、年齢条件は「年齢を問わず担保」、「21歳未満不担保」、「26歳未満不担保」、「30歳未満不担保」の4つの区分となっていました。自由化以降、これらにあてはまらない「35歳未満不担保」等の年齢条件の区分（第32図では「その他」として集計しています。）を持つ商品が導入されました。平成21年度においては、第32図のとおり、「その他」の構成比は全体の45.8%となっています。⇒第22表（93ページ）参照

第32図 年齢条件別契約台数構成比〈平成21年度〉

(単位：%)

年齢を問わず担保	21歳未満不担保	26歳未満不担保	30歳未満不担保	その他	合計
3.1 (3.0)	9.9 (9.7)	9.0 (9.3)	32.3 (34.6)	45.8 (43.4)	100.0 (100.0)

(注) () 内は平成20年度の構成比です。

② 対人賠償責任保険の保険金額別契約状況

平成21年度の対人賠償責任保険の保険金額別契約台数構成比は、第33図のとおり、「無制限」の構成比が全体の99.1%を占めています。⇒第20表（89ページ）参照

第33図 対人賠償責任保険 保険金額別契約台数構成比〈平成21年度〉

(単位：%)

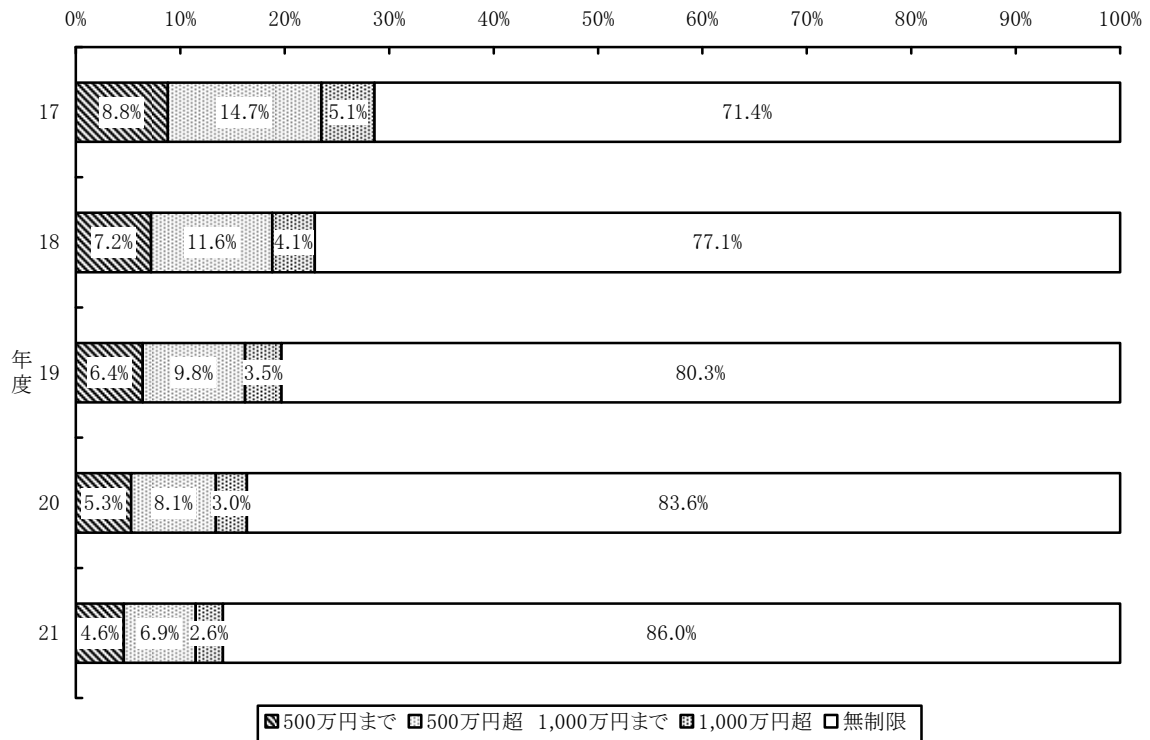
2,000万円まで	2,000万円超 5,000万円まで	5,000万円超 1億円まで	1億円超 2億円まで	無制限	合計
0.2 (0.2)	0.2 (0.2)	0.5 (0.6)	0.0 (0.0)	99.1 (99.0)	100.0 (100.0)

(注) () 内は平成20年度の構成比です。

③ 対物賠償責任保険の保険金額別契約状況

平成21年度の対物賠償責任保険の保険金額別契約台数構成比は、第34図のとおり、「無制限」の構成比が全体の86.0%を占めており、年々増加しています。⇒第21表(91ページ)参照

第34図 対物賠償責任保険 保険金額別契約台数構成比の推移



2. 保険金支払関係

(1) 保険金の支払状況

① 担保種目別の平均支払保険金

差替準備中

② 担保種目別の事故類型別支払状況

差替準備中

(2) 対人賠償責任保険の現況

① 対人賠償責任保険の保険金種類別支払状況

差替準備中

② 一括払制度

自動車事故の対人賠償責任をカバーする保険は、自賠責保険とこれを補完する任意自動車保険における対人賠償責任保険の2つがあります。

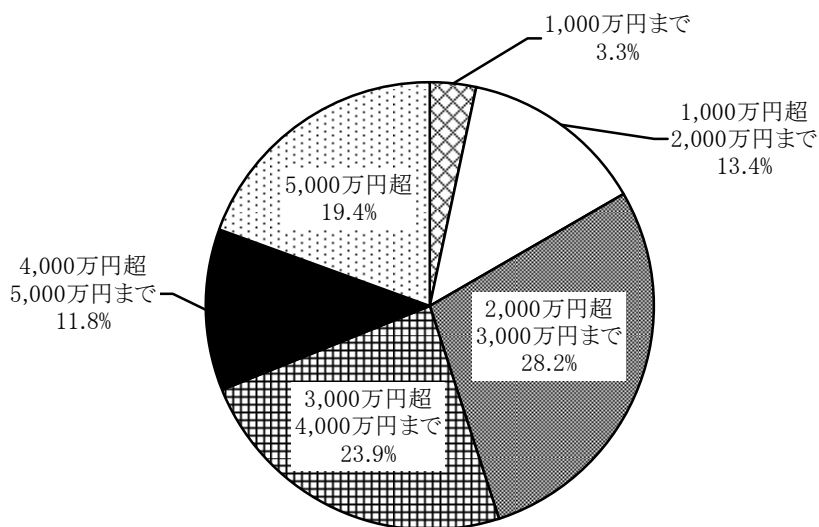
このように対人賠償事故に関する保険が二本建ての構造となっているなかでは、請求者はそれぞれの保険に対して保険金などを請求しなければならないといった二重手間の問題があり、さらに、自賠責保険の保険金支払額が確定しなければ対人賠償責任保険の保険金支払額を決定することができないという構造的な問題などがあります。そこで、これを改善し保険金支払の簡便化・迅速化を図り被害者救済に資するため、昭和48年8月より任意自動車保険と自賠責保険の一括払制度が導入されています。本制度は、任意自動車保険会社が被害者に対して、自賠責保険から支払われる保険金部分も含めて一括して支払うものです。

③ 対人賠償責任保険における死亡事故賠償額構成比

平成21年度の対人賠償責任保険における死亡事故賠償額^(注)の構成比は、第38図のとおりとなっており、これによれば5,000万円超の賠償額事案はおよそ2割を占めています。

(注) 「賠償額」とは、加害者(被保険者)が被害者(損害賠償請求権者)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額で、対人賠償責任保険支払額の他、自賠責保険支払額、加害者が被害者に対して既に支払った損害賠償金の額(弁済金)等を含みます。

第38図 対人賠償責任保険 死亡事故賠償額構成比〈平成21年度〉

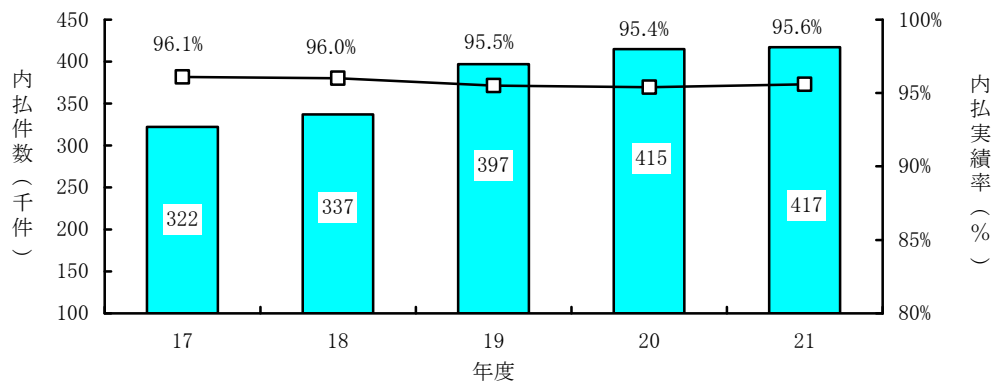


④ 対人賠償責任保険における保険金内払実施状況

平成 21 年度における内払の実施状況は、第 39 図のとおり、対人賠償責任保険で保険金の支払があった事案のうち、95.6%となっています。

このことから、最終的に自動車事故についての解決が行われるまでの間、被害者などの便宜を図るために内払が利用されているものと考えられます。

第 39 図 対人賠償責任保険 内払実施状況の推移



(3) 搭乗者傷害保険の現況

① 搭乗者傷害保険の保険金種別別支払状況

差替準備中

(4) 対物賠償責任保険および車両保険の現況

平成 21 年度の対物賠償責任保険における保険金支払件数は 268 万件、支払保険金は 6,394 億円、車両保険における保険金支払件数は 319 万件、支払保険金は 7,304 億円となっています。⇒第 13 表 (73 ページ) 参照

① 車両保険の事故形態別支払状況

差替準備中

差替準備中

② 修理費費目別構成比

事故の被害物については、車両保険はもちろん、対物賠償責任保険においてもほとんどが自動車の損害となっています。また、自動車の損害のほとんどが分損であり、その支払保険金の大半は、いずれの担保種目においても「修理費」^(注)が占めています。したがって、対物賠償責任保険および車両保険の支払保険金の傾向を評価するためには、この修理費を構成している部品費・工賃・塗装費の動向に関する調査・分析が重要となります。

平成 21 年度における修理費全体に占める各費目の割合は、第 43 図のとおり、部品費の割合が対物賠償責任保険において 51.7%、車両保険において 53.2%を占めており、部品費の動向が修理費全体の動向に最も大きな影響を与えているといえます。

(注) 修理費とは認定損害額ベースの金額であり、この金額には過失相殺や免責等は考慮されません。

第 43 図 1 台あたり修理費費目別金額および構成比〈平成 21 年度〉

